

4 1 . 1 0 3 . 0 3

→ 4 1 . 1 0 6 . 5 2

「国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱い」についての説明

1. 国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについては、商標法第3条第1項第3号及び第6号の規定に係る商標審査基準を一部改正し、平成24年11月1日に商標審査基準〔改訂第10版一部改正〕として公表し、同日施行した。
2. 本取扱いに係る商標審査基準の規定について以下のとおり解説する。

関連条文 第3条第1項第3号抜粋

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

商標審査基準 第1 五、3.

3. (1) 国内外の地理的名称を表示する商標については、その地理的名称の表示する土地において、必ずしも現実に指定商品が生産され若しくは販売されていること又は指定役務が提供されていることを要せず、需要者又は取引者によって、その地理的名称の表示する土地において、指定商品が生産され若しくは販売され又は指定役務が提供されているであろうと一般に認識される場合には、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表すものとして、本号の規定に該当するものとする。

なお、国家名（国家名の略称、現存する国の旧国家名を含む。）、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）及び地図を表示する商標は、指定商品の産地若しくは販売地又は指定役務の提供の場所を表すものと認識される蓋然性が高いことから、原則として、本号の規定に該当するものとする。

（注）「国内外の地理的名称」には、国家、首都、州、県、州都、省、省都、郡、県庁所在地（県都）、旧国、旧地域、地方、市、特別区、行政区画、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼、山岳、河川、公園等を表す名称や地図が含まれるものとする（以下同じ。）。

(2) 国内外の地理的名称を表示する商標は、本号の規定に該当しない場合であっても、第3条第1項第6号の規定に該当するものがあることに十分留意する。

（説明）

〔本基準（1）前段〕

1. 本基準（1）前段は、国内外の地理的名称からなる商標が第3条第1項第3号の規定にいう「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」に該当するかどうかの審査にあたって、その取扱いを明記したものである。
2. すなわち、本取扱いでは、第3条第1項第3号にいう「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」には、①地理的名称の表示する土地において現実に指定商品が生産若しくは販売又は指定役務が提供されている場所である場合はもちろん、②需要者又は取引者によって、指定商品が生産若しくは販売又は指定役務が提供されているであろうと一般に認識されると判断される場合にも同号に該当することを明確にした。
3. 上記2.のうち①については自明である。②については、需要者又は取引者における一般認識をもって足りるとしている。本取扱いは、商品の産地・販売地、役務の提供の場所は、通常、商品又は役務を流通過程又は取引過程に置く場合に必要な表示であるから何人も使用をする必要があり、かつ、何人もその使用を欲するものだから一私人に独占を認めるのは妥当ではなく、また、多くの場合すでに一般的に使用がされあるいは将来必ず一般的に使用がされるものであるから、これらのものに自他商品又は自他役務の識別力を認めることはできない（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1277頁）という趣旨を踏まえたものである。
4. また、本取扱いは、ジョージア事件（昭和60年（行ツ）68号 昭和61年1月23日最高裁判決）において、商標登録出願に係る商標が第3条第1項第3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、「必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によつて、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りる」とする判示内容をも踏まえたものでもある。
5. これまでも審査実務上は、上記の取扱いに係る考え方を踏まえて、第3条第1項第3号にいう「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」についての判断を行ってきたところであるが、平成24年11月の商標審査基準一部改正によって、これまでのその実務を商標審査基準上明確にし、現行法制の枠内において国内外の地理的名称についての保護徹底を図った。
6. 上記2.②における「・・・一般に認識されると判断される場合・・・」については、直接「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」であることが辞書その他の資料に記載されていなくても、その地理的名称の表示する

土地において、指定商品が生産され若しくは販売されるような要因又は指定役務が提供されるような要因が認められれば、原則として、ここでいう「一般に認識される場合」に該当するものとして取り扱う。

【本基準（１）後段】

7. 本基準（１）後段は、国内外の地理的名称の中で「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」に該当するとされる例示である。これらの地理的名称は、指定商品の産地若しくは販売地又は指定役務の提供の場所を表すものと認識される蓋然性が高いことから、原則として、第３条第１項第３号にいう「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」に該当するものとして取り扱う。

【本基準（１）（注）】

8. 本基準（１）の（注）は、「国内外の地理的名称」の該当例を表示したものである。これらの該当例は、商標審査便覧４１．１０３．０１「外国の地名等に関する商標について」及び同４１．１０３．０２「山岳名、河川名、建造物の名称等に関する商標について」において掲載されている。一見性向上の観点から、本基準においても例示した。

【本基準（２）】

9. 本基準（２）は、国内外の地理的名称を表示する商標については「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」であるとは認識されないことをもって第３条第１項第３号に該当しない場合でも、自他商品又は自他役務の識別標識としての機能を果たし得ないものは、同第６号に該当するものがあることを明確にした。

10. 審査実務においては、国内外の地理的名称からなる商標が出願された場合には、指定商品又は指定役務との関係から、まず第３条第１項第３号の該当性を検討し、その後、同号に該当しない指定商品又は指定役務について、同第６号の該当性について検討することとなる。

11. したがって、２以上の指定商品又は指定役務が指定されている場合において、一の指定商品又は指定役務については第３条第１項第３号を適用し、他の指定商品又は指定役務については同第６号を適用することがあることに留意すべきである。

関連条文 第3条第1項第6号抜粋

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

商標審査基準 第1 八、5.

5. 事業者の設立地・事業所の所在地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等（以下「事業者の設立地等」という。）の国内外の地理的名称を表示する商標又は事業者の設立地等として一般に認識される国内外の地理的名称を表示する商標は、第3条第1項第3号の規定に該当しない場合であっても、事業者の設立地等として多くの場合にすでに一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものであることを踏まえ、原則として、本号の規定に該当するものとする。

（説明）

1. 本基準は、国内外の地理的名称からなる商標が第3条第1項第3号に該当しない場合であっても、事業者の設立地等を表示する地理的名称又は事業者の設立地等として認識される地理的名称からなる商標である場合は、原則として、同第6号に該当する旨を規定したものである。
2. 第3条第1項第6号は「前各号（第1号ないし第5号）に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない」旨を規定している。
3. また、第3条第1項第6号に関する判決においては「同項6号にいう『需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標』としては、構成自体が商標としての体をなしていないなど、そもそも自他商品識別力を持ち得ないもののほか、同項1号から5号までには該当しないが、一応、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるもの、及び、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものと推定はされないが、取引の実情を考慮すると、自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものがあるということができる。」との判示がされている（平成18年3月9日 知財高裁 平成17年（行ケ）第10651号「UVmini」事件）。
4. 上記2. の規定や3. の判決の趣旨を踏まえると、その構成自体から自他商品又は自他役務の識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるもの等は、第3条第1項第3号が適用できないとしても、同第

6号を適用することができると考えられる。

5. 以上を踏まえて検討すると、国内外の地理的名称のうち、事業者の設立地・事業所の所在地、指定商品の仕向け地・一時保管地等又は指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等を表示する地理的名称が、「商品の産地・販売地、役務の提供場所」（認識される場合も含む。）を表示するものである場合は、第3条第1項第3号の規定を適用することができるが、以下の例1及び例2のような場合においては、「商品の産地・販売地、役務の提供場所」（認識される場合も含む。）を表示するものと認められないことから、同号の規定を適用することは困難となる。

例1 商標「チューリッヒ」 指定役務 第36類「損害保険契約の締結」

「チューリッヒ」を表示した商標が指定役務「損害保険契約の締結」について出願された場合、当該役務は日本国内で提供することが前提であることからすると、当該商標に接する我が国の取引者・需要者は、当該商標「チューリッヒ」を役務の提供の場所と認識し得ないので、第3条第1項第3号を適用することは困難となる。

しかしながら、「チューリッヒ」を設立地、事業所の所在地とする事業者が日本国内で事業を行う際には、その事業者の設立地・事業所の所在地である「チューリッヒ」が広告・取引書類等に使用され得ることからすると、当該「チューリッヒ」は、自他役務の識別標識としての機能を果たすものとはいえない。

例2 商標「ジュネーブ」 指定商品 第33類「日本酒」

「ジュネーブ」を表示した商標が指定商品「日本酒」について出願された場合、我が国の需要者は当該地で当該商品が製造されているとは一般には考え難く、また、我が国の需要者・取引者が当該地で当該商品を購入するとも考え難いことからすると、当該商標に接する我が国の需要者・取引者は、当該商標「ジュネーブ」を商品の生産地・販売地と認識し得ないので、第3条第1項第3号を適用することは困難となる。

しかしながら、「日本酒」を製造・販売する我が国の事業者が、当該地に「日本酒」を輸出する際には、その仕向け地である「ジュネーブ」が取引書類等に使用され得ることからすると、当該「ジュネーブ」は、自他商品の識別標識としての機能を果たすものとはいえない。

6. 上記例1及び例2の事業者の設立地・事業所の所在地や仕向け地は、第3条第1項第3号には該当しないものであるが、広告や取引書類等において、多くの場合すでに一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものである。

7. そこで、平成24年11月の商標審査基準一部改正によって、国内外の地理的名称からなる商標が、第3条第1項第3号に該当しない場合であっても、当該商標が事業者の設立地・事業所の所在地や仕向け地等を表示するものである場合（認識される場合も含む。）は、自他商品又は自他役務の識別標識としての機能を果たし得ないものとして、同第6号に該当することを明確化するために本基準を新設することとした。

商標審査基準 第 1 八、 9.

9. 上記 1. ないし 8. に掲げる商標においても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号の規定に該当しないものとする。

(説明)

1. 第 3 条第 1 項第 6 号の商標審査基準 1. ないし 8. に該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っている商標については、同号に該当しないこととなる。第 3 条第 2 項では「前項第三号から第五号までに該当する商標」のみが対象となっているが、本基準は、第 3 条第 1 項第 6 号の適用についての考え方を確認的に規定したものである。

2. 本基準において「上記 1. ないし 8. に掲げる商標においても」と記載している。これは、第 3 条第 1 項第 6 号の審査にあたっては、同号の商標審査基準 1. ないし 8. に該当する商標はもとより、これら以外の理由で同号に該当する可能性が問われている商標であっても、使用により識別力を獲得していると判断されるものについては同号に該当しないものとすることを明確にしたものである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第 3 条第 1 項第 3 号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準](#)

○ [「第 3 条第 1 項第 6 号（前号までのほか、識別力のないもの）の審査基準](#)